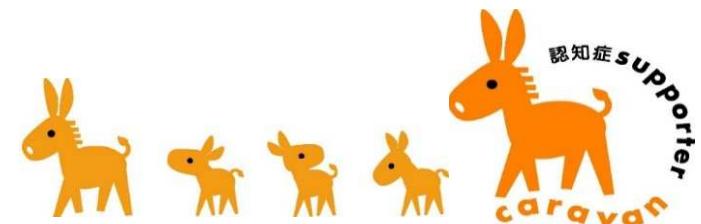


# 鳥取県における高齢化の現状と 認知症にやさしいデザイン

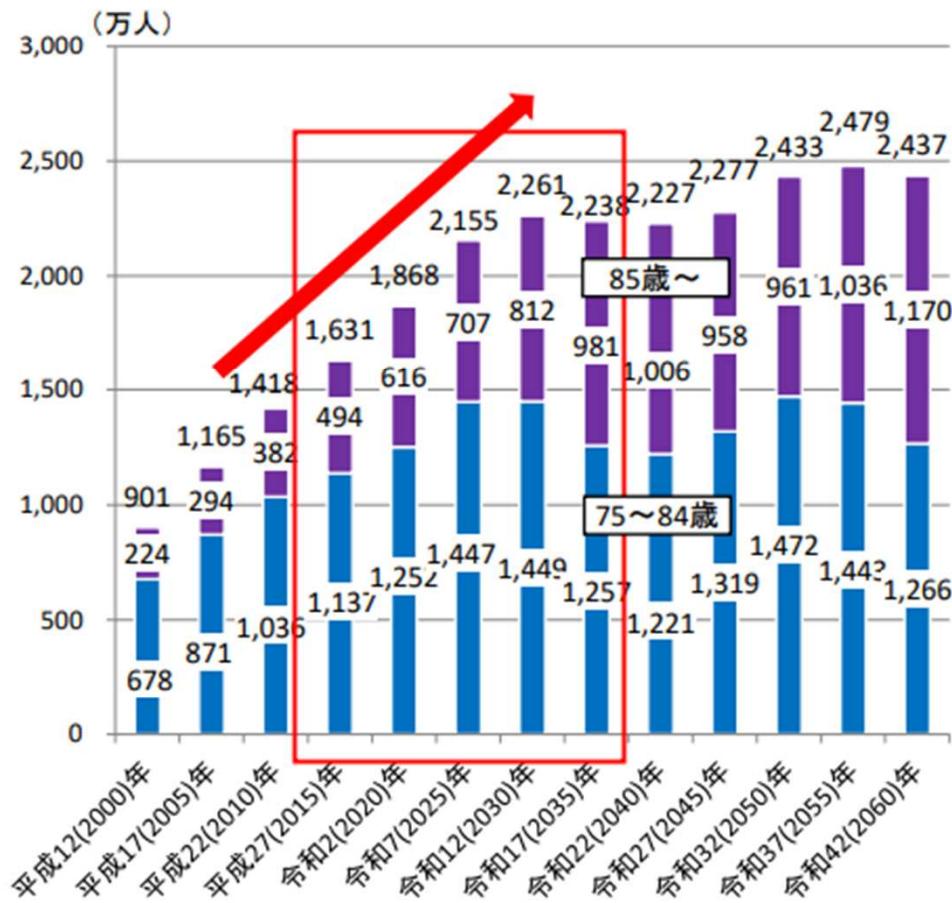
令和 8 年 2 月 鳥取県長寿社会課



# 75歳以上の高齢者数の急速な増加

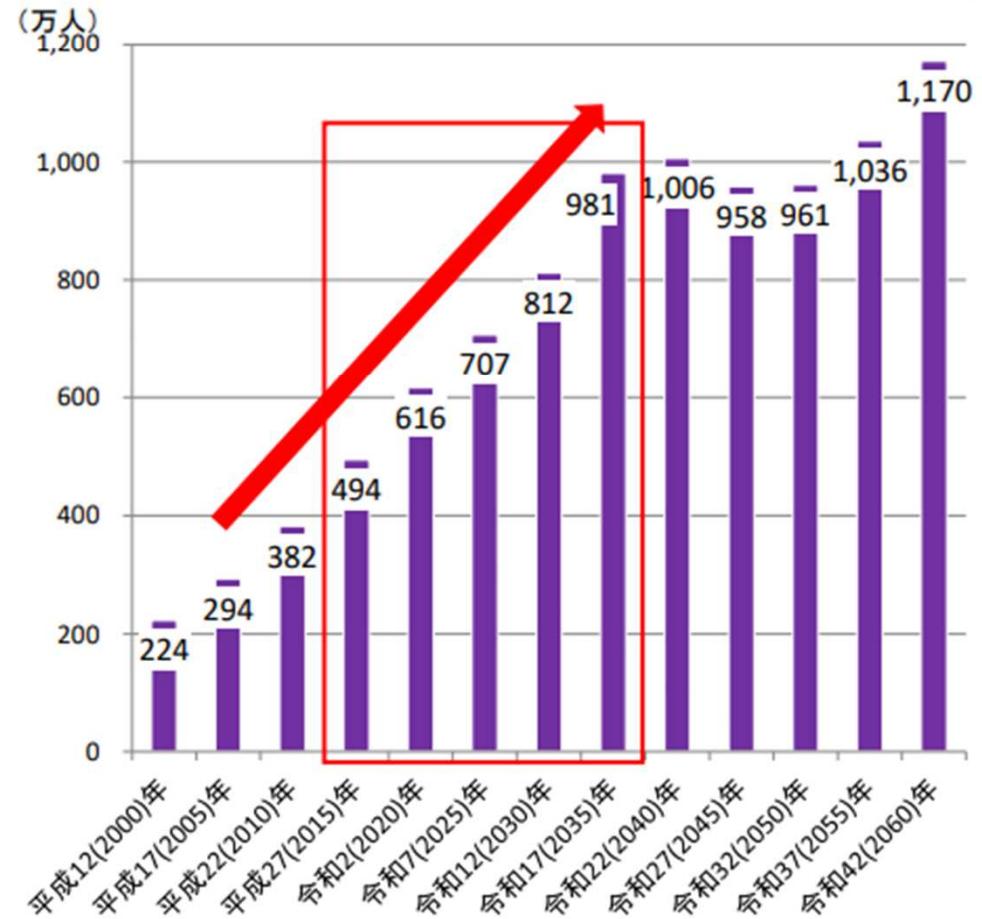
## 75歳以上の人団の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2015年から2025年までの10年間も、急速に増加。



## 85歳以上の人団の推移

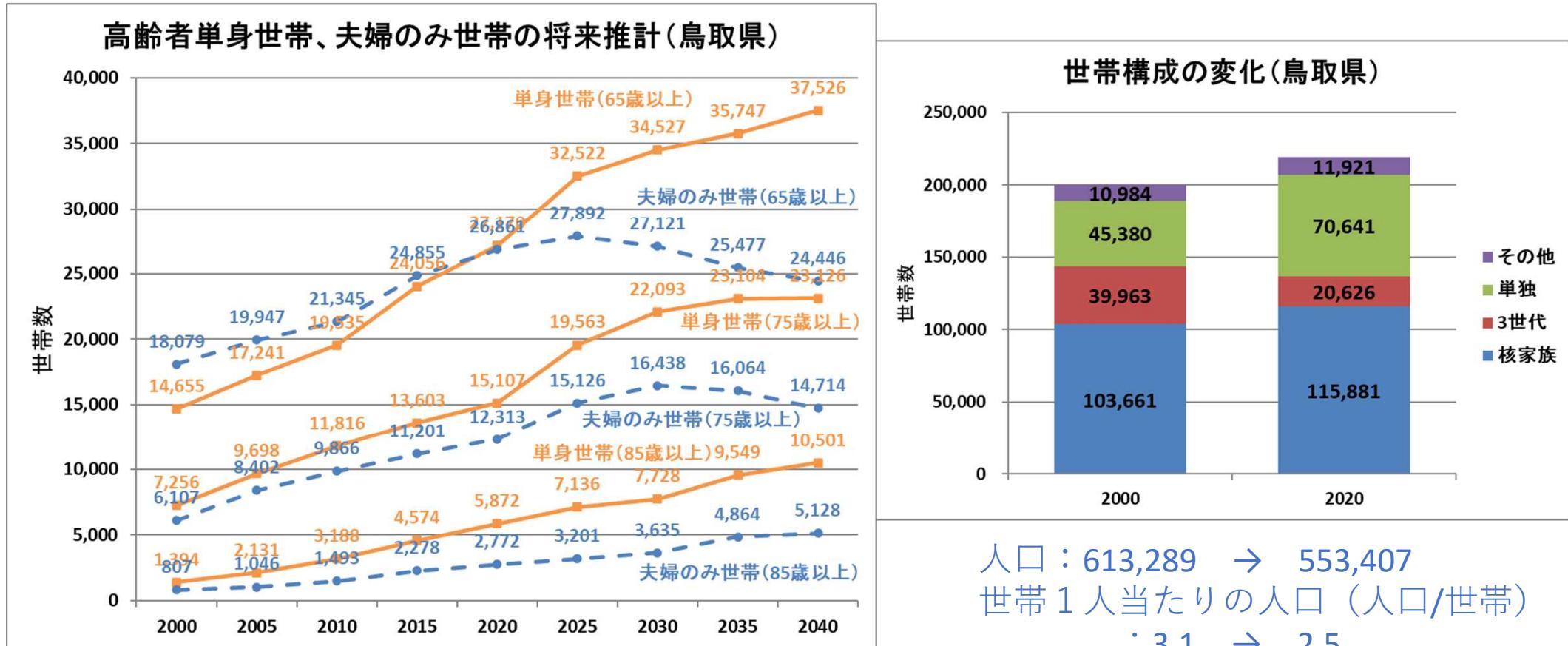
○85歳以上人口は、2015年から2025年までの10年間、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。



(資料)将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(令和5(2023)年4月推計)出生中位(死亡中位)推計  
2020年までの実績は、総務省統計局「国勢調査」(年齢不詳人口を按分補正した人口)

# 鳥取県の世帯の状況

- 2020年は、全世帯約22万世帯中、2.7万世帯が高齢者夫婦のみの世帯、2.8万世帯が高齢者単身世帯。
- このうち、65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯は2025年をピークに減少に転じるが、**単身世帯は65歳以上、75歳以上、85歳以上全ての区分で増加し続ける見込み。**
- 世帯構成は、**単身世帯が増加し3世代世帯が減少。**世帯1人当たりの人口は、2000年の3.1人から2020年は2.5人に減少しており、今後さらに減少していく見込み。

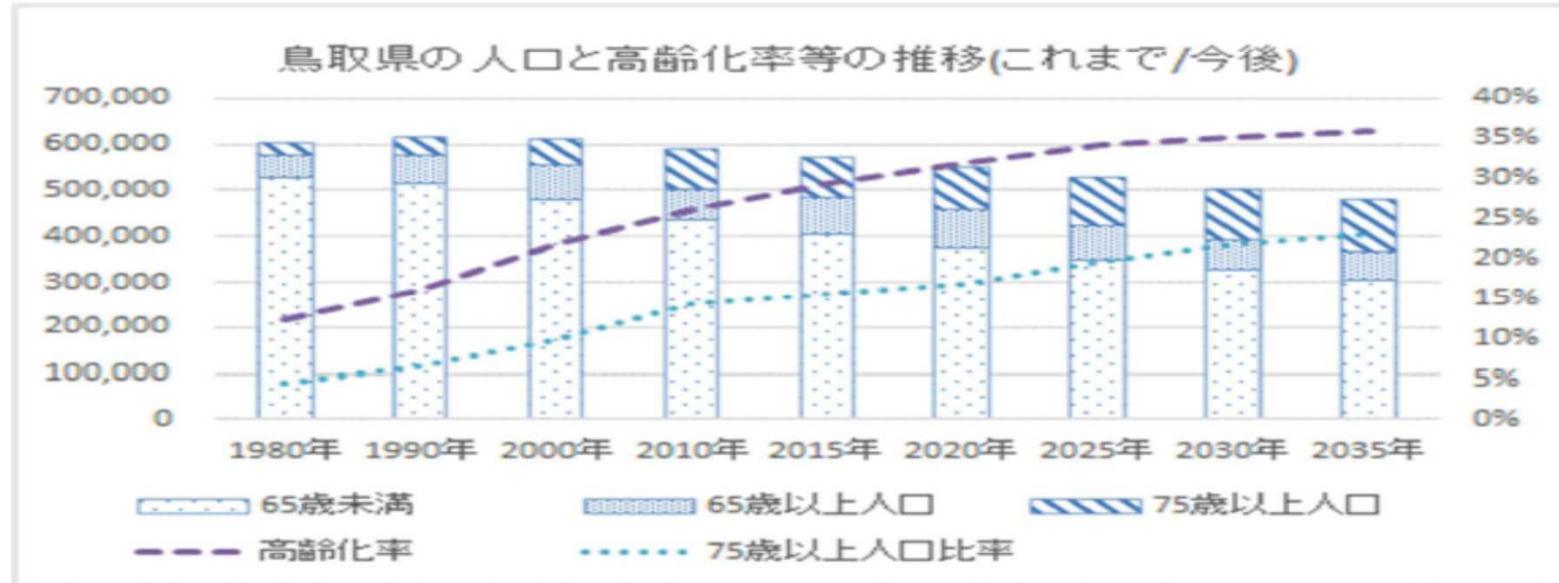


(出典) (~2020まで) 国政調査、(2025~) 「国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計) (2024年推計)』」より県長寿社会課作成

(出典) 国勢調査(2000、2020)

# 鳥取県の人口の推移

人口が減少に転じていくなか、65歳以上人口は横ばい。75歳以上人口は増加する。



(単位：人、%)

区分	これまで						今後の見込み		
	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)
総人口	604,221	615,722	613,289	588,667	573,441	552,209	526,765	502,591	478,664
65歳未満人口	529,747	515,994	478,305	435,053	404,349	375,130	346,942	325,430	305,983
65歳以上人口	74,474	99,728	134,984	153,614	169,092	177,079	179,823	177,161	172,681
75歳以上人口	27,611	41,079	60,143	85,095	89,799	92,613	103,699	110,516	111,157
高齢化率	12.3	16.2	22.0	26.3	29.7	32.1	34.1	35.2	36.1

出典：① 昭和55年～平成27年：国勢調査

② 令和2年人口：鳥取県人口移動調査、65歳・75歳以上人口は介護保険月報報告に基づく第1号被保険者数

③ 令和7年以降：社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5（2023）年推計）

# 認知症高齢者及びMCI（軽度認知障害）の方の数

高齢者の約3～4人に1人が認知症  
またはその前段のMCIの方の社会

要介護認定者数35,000人

鳥取県内はMCI及び  
認知症の方約48,000人と推計

鳥取県の高齢者17.8万人（2023年度）に当てはめると、MCIの方：約26千人 + 認知症の方：約22千人になります。要介護認定を受けていない方もおり、全貌は不明。

MCIの方 約26,000人

要介護認定を受けている方のうち、

認知症(※)の方 約22,000人

(※)認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方

認知症の症状がありながら  
要介護認定を受けていない方

# 鳥取県の認知症者数の推移

県では市町村の協力のもと3年ごとに「鳥取県認知症者生活状況調査」として、調査実施年の4月における1か月間の要介護(支援)認定者に関し、主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載内容を調査し、その割合から県内の認知症高齢者数を推計しています。

この調査から、本県の2023年4月時点の認知症高齢者数(=認知症高齢者の日常生活自立度(以下「日常生活自立度」と記載)Ⅱ以上の方)は、約22,200人と推計されます。

ただし、実際には認知症の症状がありながら、要介護認定の申請を行わない高齢者も一定数あることから、実態としてはさらに多いことが推測されます。

(単位:人)

	2005年 H17	2008年 H20	2014年 H26	2017年 H29	2020年 R2	2023年 R5
要介護認定者数 a	25,270	27,459	33,192	34,368	34,851	35,051
うち認知症自立度Ⅱ以上の者b (b/a)	11,957 (47. 3%)	14,285 (50. 0%)	20,281 (61. 1%)	21,520 (62. 6%)	21,937 (62%)	22,227 (63%)
うち認知症自立度Ⅲ以上の者c (c/a)	5,950 (23. 5%)	7,205 (26. 2%)	9,980 (30. 1%)	11,028 (32. 1%)	11,294 (32%)	11,095 (32%)

# 認知症施策のこれまでの主な取組

- ① 平成12年に**介護保険法を施行**。認知症ケアに多大な貢献。
  - ・認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定。
  - ・介護保険の要介護（要支援）認定者数は、制度開始当初218万人→2018年4月末644万人と3倍に増加。
  - ・要介護となった原因の第1位は認知症。
- ② 平成16年に「痴呆」→「認知症」へ用語を変更。
- ③ 平成17年に「認知症サポーター（※）」の養成開始。

※90分程度の講習を受けて、市民の認知症への理解を深める。
- ④ 平成26年に**認知症サミット日本後継イベント**の開催。

※総理から新たな戦略の策定について指示。
- ⑤ 平成27年に関係12省庁で**新オレンジプランを策定**。（平成29年に改定）
- ⑥ 平成29年に**介護保険法の改正**。

※新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上、以下の記載が新たに盛り込まれた。

  - ・認知症に関する知識の普及・啓発
  - ・心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進
  - ・認知症の人及びその家族の意向の尊重 等
- ⑦ 平成30年に**認知症施策推進関係閣僚会議**が設置。
- ⑧ 令和元年に**認知症施策推進大綱**が関係閣僚会議にて決定。
- ⑨ 令和2年に**介護保険法の改正**。
  - ・国・地方公共団体の努力義務を追加（介護保険法第5条の2）
  - ・「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に則し、また、今後の変化に柔軟に対応できる規定に見直す。
- ⑩ 令和4年に**認知症施策推進大綱中間評価**。
- ⑪ 令和5年に**「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立**。
- ⑫ 令和5年に**「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議**が設置（12月意見のとりまとめ）。
- ⑬ 令和6年に**「認知症施策推進基本計画」が閣議決定**。

# 認知症施策推進大綱の基本的な考え方

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても  
希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、  
認知症の人や家族の視点を重視しながら、

「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進



※1 「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また認知症があってもなくても同じ社会で共に生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、  
「認知症になるのを遅らせる」  
「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年法律第65号  
令和5年6月14日成立、  
同月16日公布  
令和6年1月1日施行

## 1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

## 2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

## 3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

## 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

## 5. 基本的施策

### ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

### ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようとするための施策

### ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようとするための施策
- ・若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

### ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

### ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

### ⑥【相談体制の整備等】

- ・認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようとするために必要な体制の整備
- ・認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

### ⑦【研究等の推進等】

- ・認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

### ⑧【認知症の予防等】

- ・希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようとするための施策
- ・早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聞く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

# 鳥取県 令和7年度認知症施策の概要

## 認知症サポートプロジェクト事業

### 1 認知症本人の社会参加支援

認知症本人の社会参加を推進し、その視点を施策や地域啓発へ反映させるためのミーティングや研修等を開催する。

### 2 認知症本人と家族への一体的支援

認知症本人と介護家族等（介護者）を地域で支えるための、コールセンター運営・相談対応、ピアサポートを実施する。

### 3 認知症になっても安心して暮らせる共生社会

認知症サポーター等の養成、市町村等の関係機関との連携、多業種連携などに取組む。

### 4 若年性認知症の方への支援

若年認知症サポートセンターの運営、関係機関とのネットワーク構築、企業や地域等への啓発研修等を実施する。

### 5 認知症医療体制の充実

認知症疾患医療センターの運営及び地域の認知症医療の対応や、早期発見、地域包括支援センター等との連携を進めるため医療関係者への研修等を開催し、認知症医療に係る人材を育成する。

### 6 認知症高齢者介護人材の育成

認知症介護職員等を対象とした各種研修会の開催、認知症地域支援推進員の人材を育成する。

### 7 デジタルを活用した認知症予防啓発

ICTを導入した認知症予防教室の実施、認知症に関する啓発・情報発信の強化など、多くの高齢者がライフスタイルに合わせて、早期からリスクを減少させる予防の実践が可能となるような環境を構築していく。

# 認知症とは

## 認知症の2つの症状

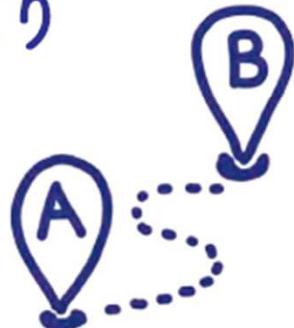


# 認知症にやさしいデザインとは？

認知症の人だけでなく、  
高齢者の方々の視点で考えられたデザイン

1

記憶に頼らず行動できる  
空間づくり



記憶に頼らなくても、その場で  
得られる手がかりから、自分がいる場所、  
行きたい場所を理解できるようにする。

2

安心して自分で選べる  
居場所づくり



一人になれたり、他者と交流できたり、  
安心して自分らしく選ぶことができる  
居場所がある。

(出典) 福岡市 認知症の人にもやさしいデザインの手引き

# 5つの視点

A 色(明度)の組み合わせ



B サインと目印の活用



C 明るさの調節



D 親しみや安心感への配慮



E 安全な屋外空間



(出典) 福岡市 認知症の人にもやさしいデザインの手引き

# ① 色（明度）の組み合わせ

明度のコントラストを強くする

床と壁



トイレ



(出典) 福岡市 認知症の人にもやさしいデザインの手引き



扉と壁



改善後



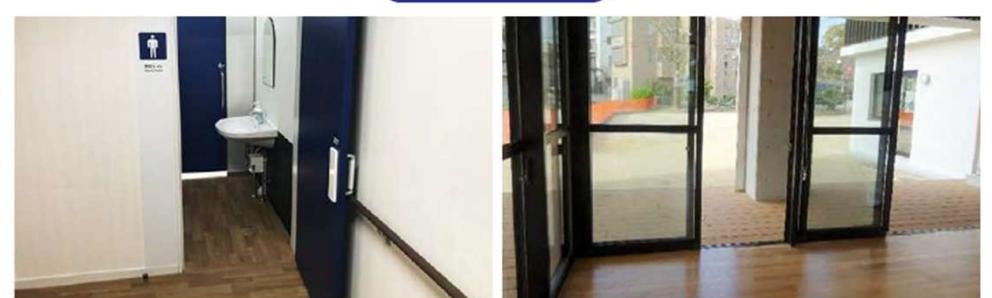
明度のコントラストを弱くする

行く必要のない場所に。床はコントラストがあると段差に見えてしまい、バランスを崩し転倒につながる危険性がある。

スタッフ用設備



床



## ② サインと目印の活用

読みやすくわかりやすいサインをつける

文字とピクトグラムを併記する



適切なサイズを設定する



コントラストをつける

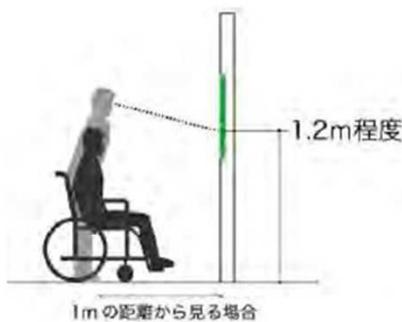


使い慣れた言葉で表示する



適切な場所にサインや、目印となる特徴的なものをつける

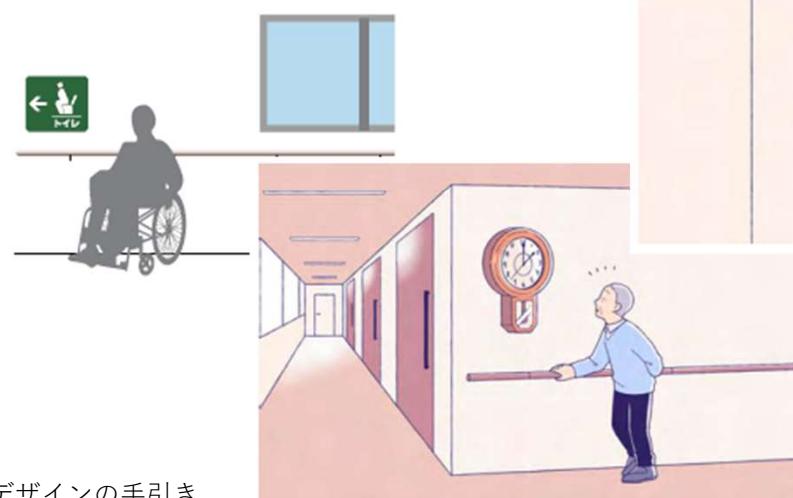
見やすい高さに設置する



見やすい位置に設置する



誘導サインを設置する



# 認知症の人にもわかりやすいピクトグラム

わかりにくいピクトグラムは伝わりにくい



JIS図記号



JIS図記号



JIS図記号



JIS図記号



JIS図記号

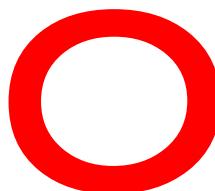


JIS図記号



JIS図記号

「対象物と人の動作の組み合わせ」、文字表記は伝わりやすい



受付



給湯室



女性トイレ



車椅子トイレ



男性トイレ



洗面所



シャワー室



お風呂(JIS)



ペットは  
入室できません。



走らないで



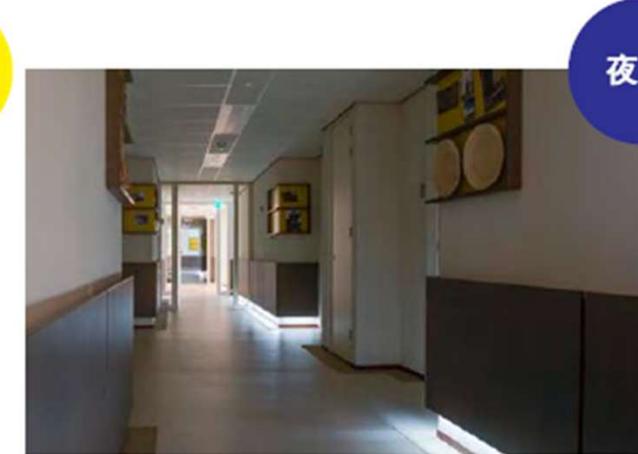
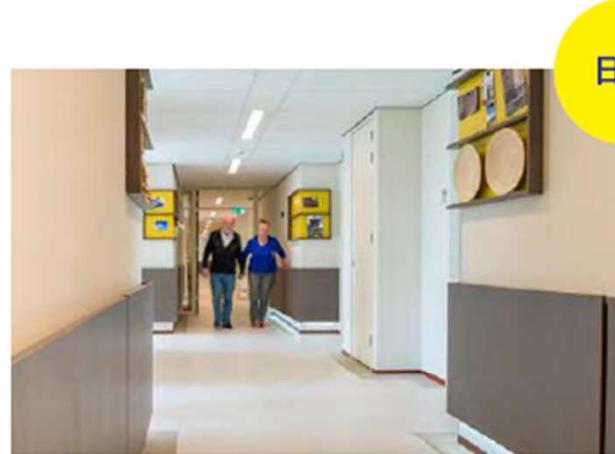
禁煙



(出典) 福岡市 認知症の人にもやさしいデザインの手引き

### ③ 明るさの調節

十分な明かりを取り入れ、時間帯に合わせて明るさを調整する

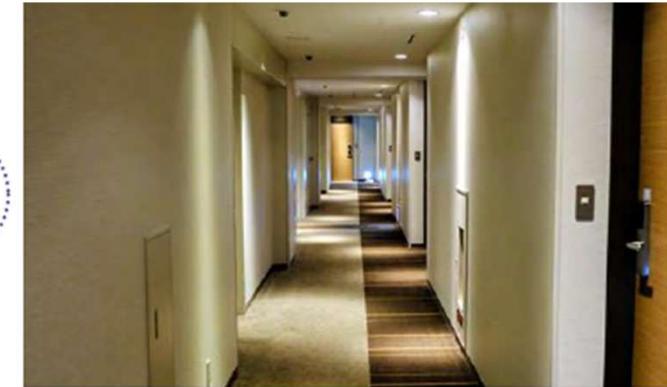


影や暗い部分ができるないように

良い例



悪い例



④

# 親しみや安心感への配慮

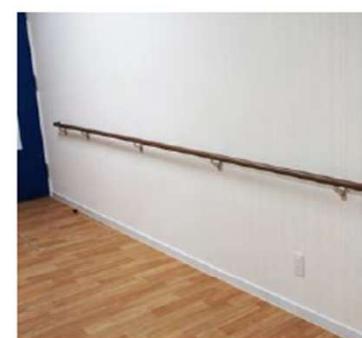
自宅のような雰囲気を作る

目的の場所や物が直接見える工夫をする



乱雜な空間にしない

大きな模様や強い模様を使用しない



# ⑤

# 安全な屋外空間

安全、安心に屋外に入りできる



# 能力を引き出すデザイン

認知症にやさしいデザインとは？

誰にとっても過ごしやすい環境を作っていくこと

ご清聴ありがとうございました。